

国水計調第38号

平成27年10月6日

社会資本整備審議会 会長

三村 明夫 殿

国土交通大臣

太田 昭宏



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方

## 1. 諮問事項

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方

## 2. 諮問の趣旨

平成 27 年 9 月 9 日から 11 日に発生した「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」では、16 の観測地点で、最大 24 時間雨量が観測史上最多となる等、記録的な大雨となり、利根川水系鬼怒川等の 19 河川において堤防が決壊し、61 河川で氾濫等の被害が発生した。特に、鬼怒川流域では、栃木県五十里地点において最大 24 時間雨量が 551mm を記録し、鬼怒川の多くの水位観測所で氾濫危険水位を超過した。常総市三坂町では、鬼怒川左岸の延長約 200m にわたる堤防決壊により多くの家屋が流出した。鬼怒川の越水や堤防決壊等による浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害となった。

近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生している。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予測されている。これにより、施設の能力を上回る外力による水害が頻発する懸念が高まっている。平成 27 年 8 月の社会資本整備審議会答申「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」では、氾濫等が発生しても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目指すべきであると提言されているところであり、今回の「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」を踏まえて、現場の課題を抽出し、想定最大外力までの災害リスクを考慮した河川整備や、氾濫被害の軽減策等、施設の能力を上回る大規模な洪水の発生を考慮した具体的な減災対策を検討する必要がある。

このようなことから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、施設能力を上回る洪水時における氾濫による災害リスク及び被害軽減を考慮した治水対策は如何にあるべきかについて諮問を行うものである。



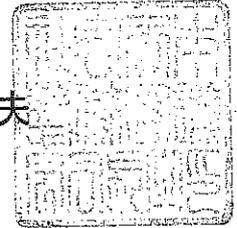
国社整審第52号  
平成27年10月13日

河川分科会

分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会

会 長 三村 明夫



大規模氾濫に対する減災のための治水対策  
のあり方について（付託）

平成27年10月6日付け国水計調第38号により当審議会に  
意見を求められた大規模氾濫に対する減災のための治水対策の  
あり方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項  
の規定により、河川分科会に付託します。